

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

広島市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。
(農振計画 付図 1 の農振区域全域)

2 促進計画の目標

(1) 現況

本地域は、広島市域の約 3 割を占める農業振興地域であり、各地域の特性に応じ、水稻、園芸作物、果樹、畜産など特色ある農産物を生産している。しかしながら、農地は小区画・不整形で作業効率に劣るものが多く、今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。また本地域の大半は振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の不利な中山間地域が多いことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことや、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）（以下「多面法」という。）第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	広島農業振興地域内の農用地であって、農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地及び、当該農用地と一体的に事業に取り組む必要があると認められる農用地	多面法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②	広島農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地	多面法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業

4 多面法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第 3 条第 3 項第 2 号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

多面法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関わる法律（平成5年法律第72号）第2条第4号の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧砂谷村、旧水内村及び旧上水内村
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧有保村、旧三田村、旧志屋村、旧高南村、旧戸山村、旧久地村、旧小河内村、旧熊野跡村、旧大林村、旧狩小川村、旧河内村、旧砂谷村、旧水内村及び旧上水内村
- (ウ) 広島県特認基準による指定地域：旧井原村、旧鈴張村、旧飯室村、旧日浦村、旧三入村、旧畑賀村及び旧瀬野村

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草牧草地で 8 度以上 15 度未満である農用地。
- (オ) 広島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 個別協定の共通事項

(1) 面積要件

1 h a 以上の農用地のまとまりを求めない。

(2) 認定農業者に準ずる者

認定新規就農者であった者で、認定農業者になることが確実と認められる者